

# Ⅲ 資料編

# 1 子ども生活福祉部の沿革

## (1)旧福祉保健部の沿革

年月日	本 庁 機 関	出 先 機 関
10. 4. 1	<p>○生活福祉部と環境保健部の福祉、保健・医療部門を統合し、「福祉保健部」を設置する。</p> <p>福祉保健総務課、福祉保健政策課、健康増進課、長寿社会対策室、児童家庭課、障害保健福祉課、国保・援護課、薬務衛生課、保険課、国民年金課、病院管理局</p> <p>○生活福祉部厚生年金問題対策室（臨時組織）を廃止し、福祉保健総務課に厚生年金問題対策班を設置する。</p> <p>○福祉保健総務課に「厚生年金対策監」を置く。</p> <p>○薬務衛生課に「薬用植物指導監」を置く。</p>	<p>○沖縄実務学園を「若夏学院」に名称変更し、併せて教護課を「指導課」に名称変更する。</p>
11. 4. 1  12. 3. 31	<p>○福祉保健部薬務衛生課の「食品衛生係」と「乳肉衛生係」を統合し、「食品乳肉係」に改組する。</p> <p>○福祉保健部国民年金課の「管理係」と「福祉係」を統合し、「管理福祉係」に改組し、同課に新たに「会計係」を設置する。</p> <p>○各部総務課の「企画調整主幹」を廃止する。</p>	<p>○福祉保健部に「沖縄県立看護大学」を設置する。</p> <p>○「沖縄県名護保健所」を「沖縄県北部保健所」に名称変更する。</p> <p>○看護大学に「学生部長」、「事務局長」、「附属図書館長」及び「教務部長」を設置する。</p> <p>○「保母」を「保育士」に改める。</p> <p>○「沖縄県精神薄弱者更生相談所」を「沖縄県知的障害者更生相談所」に名称変更する。</p> <p>○県立北部病院の位置「名護市字名護1609番地」を「名護市大中二丁目12番3号」に改める。</p>
12. 4. 1	<p>○福祉保健部福祉保健総務課の「厚生年金問題対策班」、「厚生年金問題対策班北部分室」、「厚生年金問題対策班中部分室」、「厚生年金問題対策班宮古分室」、「厚生年金問題対策班八重山分室」を廃止する。</p>	<p>○衛生環境研究所の「研修指導室」と「疫学情報室」を統合し、「企画情報室」に改組する。</p>

年月日	本 庁 機 関	出 先 機 関
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉保健部福祉保健政策課の「医務福祉係」を「医務係」と「地域福祉係」に改組し、「看護介護係」を「看護係」に名称変更する。</li> <li>○福祉保健部長寿社会対策室の「介護保険班」を廃止し、「介護企画班」と「介護指導班」を設置する。</li> <li>○福祉保健部薬務衛生課の「薬務係」と「麻薬係」を統合し、「薬務係」に改組する。</li> <li>○福祉保健部「保険課」は、地方分権一括法により業務が国に移管されることに伴い廃止する。</li> <li>○福祉保健部「国民年金課」は、地方分権一括法により業務が国に移管されることに伴い廃止する。</li> <li>○福祉保健総務課の「厚生年金問題対策監」を廃止する。</li> <li>○薬務衛生課の「薬用植物指導監」を廃止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性相談所の課制「管理課、相談指導課」を廃止する。</li> <li>○福祉保健部の「社会保険事務所」は、地方分権一括法により業務が国に移管されることに伴い廃止する。</li> <li>○県立中部病院に医療情報科を設置する。</li> <li>○県立南部病院に精神科を設置する。</li> <li>○県立精和病院にリハビリテーション科を設置する。</li> <li>○県立那覇病院に総合診察部長の職を設置する。</li> <li>○県立病院に副部長の職を設置する。</li> <li>○県立病院の看護婦長を看護婦（士）長に改める。</li> </ul>
13. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○部の政策立案、企画及び総合調整機能を強化するため、総務課制を廃止し、主管課制を導入する。</li> <li>○福祉保健部の「福祉保健総務課」に「福祉保健政策課」の企画係を移管し企画班とし、「福祉保健総務課」を「福祉保健企画課」に名称変更する。</li> <li>○福祉保健部の「児童家庭課」に文化環境部の「青少年・交通安全課」の青少年部門を移管し、「児童家庭課」を「青少年・児童家庭課」（「企画班」、「保護育成班」、「保育係」、「母子係」）に改組する。</li> <li>○福祉保健部の「福祉保健政策課」を「医務福祉課」に名称変更する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○若夏学院に「那覇市立城北中学校若夏分校」を設置する。</li> </ul>

年月日	本 庁 機 関	出 先 機 関
14.4.1	<p>○「保健婦」「保健士」を「保健師」に、「助産婦」を「助産師」に、「看護婦」「看護師」を「看護師」に、「准看護婦」「准看護師」を「准看護師」に改める。</p>	<p>○保健所と福祉事務所を統合し、福祉保健所を設置する。</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北部保健所と北部福祉事務所を統合し、「北部福祉保健所」を設置する。</li> <li>・ 石川保健所とコザ保健所及び中部福祉事務所を統合し、「中部福祉保健所」を設置する。</li> <li>・ 南部保健所と南部福祉事務所を統合し、「南部福祉保健所」を設置する。</li> <li>・ 宮古保健所と宮古支庁福祉課を統合し、「宮古福祉保健所」を設置し、企画開発部宮古支庁の所管とする。</li> <li>・ 八重山保健所と八重山支庁福祉課を統合し、「八重山福祉保健所」を設置し、企画開発部八重山支庁の所管とする。</li> </ul> <p>〕</p> <p>○石川保健所とコザ保健所を統合し、「中部保健所」を設置する。</p> <p>○各保健所を各福祉保健所に併置する</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北部福祉保健所（北部保健所）</li> <li>・ 中部福祉保健所（中部保健所）</li> <li>・ 南部福祉保健所（南部保健所、中央保健所）</li> <li>・ 宮古福祉保健所（宮古保健所）</li> <li>・ 八重山福祉保健所（八重山保健所）</li> </ul> <p>〕</p> <p>○沖縄看護学校を廃止する。</p> <p>○中央児童相談所に、「児童虐待防止支援チーム」を設置する。</p> <p>○若夏学院に「那覇市立大名小学校若夏分教室」を設置する。</p>

年月日	本 庁 機 関	出 先 機 関
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○看護大学に事務局、学生部、教務部及び附属図書館を置き、事務局に教務課及び学務課を設置する。</li> <li>○知的障害者更生相談所を身体障害者更生相談所に付置する。</li> <li>○県立宮古病院に心臓血管外科及び歯科口腔外科を設置する。</li> </ul>
15. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医務福祉課の「看護指導監」を廃止する。</li> <li>○病院管理局を「管理課」（企画管理係、医療情報係）、「経営課」（経営対策班、予算経理係、施設係）に改組する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中央食肉衛生検査所の検査第3課を精密検査課に改める。</li> <li>○県立病院に医療部長の職を設置する</li> <li>○県立病院の事務部を管理課（庶務係、経理係、施設管理係）、業務課（入院係、外来係）に改組する。</li> <li>○県立病院の内部組織に「医療部」を設置し、そのもとに各診療科を配置するとともに、栄養指導室を新たに設置する。</li> </ul>
16. 4. 1		<ul style="list-style-type: none"> <li>○衛生環境研究所の水質室と赤土研究室を統合し、新たに「水質・赤土研究室」を設置する。</li> </ul>
17. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本庁各課に班制が導入され、これに伴い本庁の「課長補佐」が廃止される。</li> <li>○「次長」を廃止し、新たに福祉部門を総括する「福祉企画統括監」及び医療・保健部門を総括する「保健衛生統括監」を設置する。</li> <li>○福祉保健部の福祉・保健・医療関係業務を整理し、「医務福祉課」及び「国保・援護課」を福祉及び医療業務を分掌する課に改組する。</li> <li>○「医務福祉課」を「福祉・援護課」に改組する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コザ児童相談所に、「児童虐待防止支援チーム」を設置する。</li> </ul>

年月日	本 庁 機 関	出 先 機 関
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「国保・援護課管理係」の一部業務を「地域福祉係」に統合し「班」に移行し「保護係」を「班」へ移行する。</li> <li>○「国保・援護課援護係」に「国保・援護課管理係」の一部業務を統合し、「福祉・援護課援護班」へ移管する。</li> <li>○「医務係」と「看護係」を医務・国保課へ移管する。「情報統計係」を福祉保健企画課へ移管する。</li> <li>○「国保・援護課」を「医務・国保課」に改組する。「国保指導係」を「班」に移行する。「国保医療係」と「長寿社会対策室老人医療班」を統合し、「国保老人医療班」とする。</li> <li>○「医務福祉課医務係」と「医務福祉課看護係」を統合し「医務看護班」として医務・国保課へ移管する。</li> <li>○「健康増進課へき地診療係」と「福祉保健企画課企画班」の一部業務及び、「医務福祉課医務係」の一部事務を統合し、「医療対策班」として医務・国保課に設置する。</li> <li>○「管理係」及び「援護係」を福祉・援護課へ移管する。</li> <li>○医務・国保課に「看護専門監」を設置する。</li> <li>○福祉保健企画課の「総務係」と「医務福祉課情報統計係」を統合するとともに「企画班」の一部業務を移管し「総務企画班」とする。「予算経理係」は「班」に移行する。</li> <li>○「企画班」を廃止し、企画調整業務を福祉保健企画課総務係に、医療関係事務を医務・国保課に、保健関係事務を健康増進課に移管する。</li> </ul>	

年月日	本 庁 機 関	出 先 機 関
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「長寿社会対策室」を「高齢者福祉介護課」に名称変更する。「老人医療班」を医務・国保課に移管する。</li> <li>○青少年・児童家庭課の「企画班」を「児童育成班」に、「保護育成班」を「青少年育成班」とする。「保育係」及び「母子係」は「班」に移行する。</li> <li>○障害保健福祉課の「計画推進係」、「施設福祉係」、「在宅福祉係」及び「精神保健福祉係」は「班」に移行する。</li> <li>○健康増進課の「健康対策係」に「福祉保健企画課企画班」の一部業務を移管し、「地域保健班」とする。「保健指導係」を「母子保健班」とする。「成人保健係」、「結核感染症係」、「疾病対策係」は「班」に移行する。「へき地診療係」を医務・国保課へ移管する。</li> <li>○健康増進課の「保健指導監」を廃止する。</li> <li>○薬務衛生課の「環境衛生係」と「水道係」を統合し「生活衛生・水道班」とする。「食品乳肉係」、「薬務係」は「班」に移行する。</li> <li>○「病院管理局」を廃止する。</li> <li>○「病院管理局長」を廃止し、「県立病院監」を新たに設置する。</li> <li>○「病院管理局管理課」を「県立病院管理課」に名称変更する。 「企画管理係」と「医療情報係」を再編し、「企画班」と「管理班」を設置する。</li> <li>○「病院管理局経営課」を「県立病院経営課」に名称変更する。 「予算経理係」と「経営対策班」を統合し「経営班」とする。「施設係」は「班」に移行する。</li> </ul>	

年月日	本 庁 機 関	出 先 機 関
	<p>○県立病院事業の地方公営企業法の全部適応の為、プロジェクトチームを設置する。</p>	
18.4.1	<p>○「県立病院監」を廃止する。</p> <p>○福祉保健企画課に「事業調整監」を設置する。</p> <p>○県立芸術大学と県立看護大学を地方独立行政法人化するための企画及び調整を行う「公立大学法人化プロジェクトチーム」を文化環境部に設置する。</p> <p>○県立病院事業への地方公営企業法全部適用により「県立病院管理課」「県立病院経営課」を廃止する。</p>	<p>○北部福祉保健所、南部福祉保健所の「企画課」「福祉課」「地域保健課」「健康推進課」「生活環境課」を「総務福祉班」「生活保護班」「地域保健班」「健康推進班」「生活環境班」に再編する。</p> <p>○中部福祉保健所の「企画課」「福祉課」「地域保健課」「健康推進課」「生活環境課」を「総務福祉班」「生活保護班」「地域保健班」「健康推進班」「生活衛生班」「環境保全班」に再編する。</p> <p>○中央保健所の「総務課」「健康推進課」「保健福祉課」「生活環境課」を「総務班」「地域保健班」「健康推進班」「生活衛生班」「環境保全班」に再編する。</p> <p>○北部福祉保健所、中部福祉保健所、南部福祉保健所の「企画調整班」を廃止し、「企画調整スタッフ」を設置する。</p> <p>○北部福祉保健所、中部福祉保健所、南部福祉保健所の「副所長」を廃止し、「福祉総括」「保健総括」を設置する。</p> <p>○中央保健所の「次長職」「久米島駐在」を廃止する。</p> <p>○県立看護大学の「総務課」「総務係」「学生課」「学務係」を廃止し、「総務課」「学務課」「法人化調整統括」を設置する。</p> <p>○（財）沖縄県医療福祉センターの廃止により「県立浦添看護学校」を設置する。</p> <p>○首里厚生園の「庶務課」「保護課」を「管理班」「介護班」に再編し、「副園長」を廃止する。</p>



年月日	本 庁 機 関	出 先 機 関
		<p>○若夏学院の「庶務課」「指導課」を「庶務班」「指導班」に再編し、「副院長」を廃止する。</p> <p>○石嶺児童園の「庶務課」「養護課」を「庶務班」「養護班」に再編し、「副園長」を廃止する。</p> <p>○中央児童相談所の「庶務課」「相談課」「判定課」「保護課」を「保護班」「相談班」「自立支援班」に再編し、「次長」を廃止する。</p> <p>○コザ児童相談所の「庶務課」「相談判定課」を「自立支援班」「相談班」に再編する。</p> <p>○身体障害者更正相談所の「庶務課」「訓練指導課」「相談判定課」を「管理班」「訓練指導班」「相談判定班」に再編し、「次長」を廃止する。</p> <p>○総合精神保健福祉センターの「相談指導課」「ディケア課」を総スタッフ制とし、「次長」を廃止する。</p> <p>○衛生環境研究所の「企画管理部」「衛生科学部」「環境生活部」「総務課」「企画情報室」「微生物室」「衛生動物室」「ハブ研究室」「保健化学室」「大気室」「水質・赤土研究室」を「企画管理班」「衛生科学班」「環境科学班」に再編する。</p> <p>○動物愛護センターを「動物愛護管理センター」に名称変更する。</p> <p>○中央食肉衛生検査所の「検査第1課」「検査第2課」「精密検査課」を「食鳥検査班」「食肉検査班」「精密検査班」に再編する。</p> <p>○北部食肉衛生検査所の「検査第1課」「検査第2課」を総スタッフ制とし、「主幹」を設置する。</p>

年月日	本 庁 機 関	出 先 機 関
19. 4. 1	○医務・国保課に「医療制度改革専門監」を設置する。	○中央児童相談所の「虐待防止支援スタッフ」を廃止する。 ○中央児童相談所に「八重山分室」を設置する。 ○コザ児童相談所の「虐待防止支援スタッフ」を廃止する。 ○「身体障害者更生指導所」を廃止する。 ○身体障害者更生相談所の「訓練指導班」を廃止し、「管理班」をスタッフ化し「主幹」を設置する。
20. 4. 1	○健康増進課の「疾病対策班」を「地域保健班」に統合する。	○石嶺児童園を廃止する。
21. 4. 1	○「医務・国保課」を廃止し、「医務課」を新設する。 ○「健康増進課」を廃止し、「国保・健康増進課」を設置する。 ○医務・国保課より「国保指導班」「国保老人医療班」を移管し、名称を「国民健康保険班」「高齢者医療班」とする。	○首里厚生園を廃止する。 ○南部福祉保健所中央保健所に食品衛生広域監視班を設置する。 ○福祉保健部の出先機関として、宮古福祉保健所を設置する。 ○福祉保健部の出先機関として、八重山福祉保健所を設置する。
23. 4. 1	○「国保・健康増進課」を廃止し、「健康増進課」及び「国民健康保険課」を設置する。 ○「国保・健康増進課」の「医療制度改革専門監」を廃止する。 ○「国保・健康増進課」の「地域保健班」の一部業務を福祉保健企画課に移管、残りを「薬務疾病対策課」に移管し、名称を「疾病対策班」に変更する。 ○「医務課」の「結核感染症班」を「健康増進課」に移管する。	○北部福祉保健所、中部福祉保健所、南部福祉保健所、宮古福祉保健所、八重山福祉保健所の「企画調整スタッフ」を廃止する。 ○北部福祉保健所、中部福祉保健所、南部福祉保健所の「総務福祉班」を廃止し、「総務企画班」及び「地域福祉班」を設置する。 ○宮古福祉保健所、八重山福祉保健所の「庶務班」を「総務企画班」に名称変更する。

年月日	本 庁 機 関	出 先 機 関
23.4.1	<p>○「薬務衛生課」を廃止し、「薬務疾病対策課」を新設する。</p> <p>○「薬務衛生課」の「生活衛生・水道班」及び「食品乳肉班」を環境生活部に移管する。</p>	<p>○衛生環境研究所、動物愛護管理センター、中央食肉衛生検査所、北部食肉衛生検査所を環境生活部に移管する。</p>
24.4.1		<p>○浦添看護学校を廃止する。</p>
25.4.1	<p>○「医務課」の「医務看護班」を廃止し、「医務班」及び「看護班」を設置する。</p>	<p>○中央保健所の業務の一部を中部福祉保健所及び南部福祉保健所に移管し、中央保健所を廃止する。</p> <p>○中部福祉保健所に「食品衛生広域監視班」を設置する。</p> <p>○南部福祉保健所の「生活環境班」を廃止し、「生活衛生班」及び「環境保全班」を設置する。</p>

## (2) 子ども生活福祉部の沿革

<p>26. 4. 1</p>	<p>○福祉保健部の福祉部門と環境生活部の生活部門を統合し「子ども生活福祉部」を設置する。</p> <p>〔福祉政策課、高齢者福祉介護課、青少年・子ども家庭課、子育て支援課、障害福祉課、県民生活課、平和援護・男女参画課〕</p> <p>○「福祉保健企画課」を「福祉政策課」に改組する。「企画統計班」を廃止し「戦略調整スタッフ」を設置する。</p> <p>○「福祉・援護課」を廃止し「地域福祉班」及び「保護班」を「福祉政策課」に、「援護班」を「平和援護・男女参画課」に移管する。</p> <p>○「青少年・児童家庭課」を「青少年・子ども家庭課」に改組する。</p> <p>○「青少年・児童家庭課」の「保育対策室」を廃止し「子育て支援課」を新設する。「子育て支援課」に、「子育て班」、「待機児童対策班」及び「認可・指導班」を設置する。</p> <p>○「障害保健福祉課」を「障害福祉課」に改組する。「精神保健福祉班」を保健医療部「健康長寿課」に移管する。</p> <p>○環境生活部「県民生活課」を子ども生活福祉部に移管する。</p> <p>○環境生活部「平和・男女共同参画課」を子ども生活福祉部に移管し「平和援護・男女参画課」に改組する。</p> <p>○福祉保健部「医務課」、「健康増進課」、「国民健康保険課」及び「薬務疾病対策課」を保健医療部へ移管し、「健康増進課」を「健康長寿課」に改組する。</p>	<p>○環境生活部「県民生活センター」、「計量検定所」及び「平和祈念資料館」を子ども生活福祉部に移管する。</p> <p>○福祉保健部の「総合精神保健福祉センター」及び「沖縄県立看護大学」を保健医療部に移管する。</p>
-----------------	--	--

27. 4. 1	<p>○福祉政策課に「福祉支援監」を設置する。</p> <p>○「福祉政策課」の「総務班」と「戦略調整スタッフ」を統合し、「総務企画班」とする。</p> <p>○「福祉政策課」の「地域福祉班」と「保護班」を統合し、「福祉支援班」とする。</p> <p>○「青少年・子ども家庭課」に「子どもの未来応援チーム」を設置する。</p> <p>○「県民生活課」を「消費・暮らし安全課」に名称変更する。</p>	<p>○「県民生活センター」を「消費生活センター」に名称変更する。</p> <p>○中央児童相談所に「総務班」を設置する。</p> <p>○コザ児童相談所に「総務係」を設置する。</p>
28. 4. 1	<p>○青少年・子ども家庭課に「子ども未来政策室」を設置する。</p> <p>○消費・暮らし安全課に「消費生活センター」を設置する。</p>	<p>○福祉保健所を「福祉事務所」と「保健所」に分離し、「保健所」を保健医療部に移管する。</p> <p>○中部福祉事務所の「生活保護班」を廃止し、「生活保護第1班」及び「生活保護第2班」を設置する。</p> <p>○女性相談所に「総務班」及び「相談班」を設置する。</p> <p>○コザ児童相談所の「総務係」を「総務班」とする。</p> <p>○身体障害者更生相談所に「総務係」を設置する。</p> <p>○「消費生活センター」を廃止し、業務を消費・暮らし安全課に移管する。</p> <p>○計量検定所の「主幹」を廃止し、「副所長」を設置する。</p> <p>○平和祈念資料館に「総務班」及び「学芸班」を設置する。</p>
28. 11. 1	<p>○「青少年・子ども家庭課」の「子ども未来政策室」を廃止し「子ども未来政策課」を新設する。「子ども未来政策課」に「子ども未来政策班」を設置する。</p>	

29.4.1		○中央児童相談所に「宮古分室」を設置する。
30.4.1	○「福祉政策課」に「生活保護班」を設置する。「福祉支援班」を「地域福祉推進班」に名称変更する。 ○「子ども未来政策課」に「事業推進班」を設置する。「子ども未来政策班」を「企画班」に名称変更する。	
31.4.1	○「福祉政策課」の「生活保護班」と「平和援護・男女参画課」の「援護班」を統合した「保護・援護課」を新設し、当該課に「援護班」及び「保護・自立支援班」を設置する。 ○「平和援護・男女参画課」を「女性力・平和推進課」に名称変更する。 ○「福祉政策課」の「福祉支援監」を廃止する。	
01.4.1		○中央児童相談所及びコザ児童相談所に「初期対応班」を設置する。
03.4.1	○「福祉政策課」の「監査指導監」を廃止する。 ○「高齢者福祉介護課」の「在宅福祉班」を「高齢化対策・人材確保班」に、「介護企画班」を「地域ケア推進班」名称変更する。	
05.4.1	○「福祉政策課」に「福祉企画監」を設置する。 ○「青少年・子ども家庭課」の「児童育成班」を「子ども育成班」及び「子ども福祉班」に分離する。	

## 2 子ども生活福祉部関係施設等

### (1) 各種相談所

名 称	所 長 名	所管区域
沖縄県中央児童相談所	都倉 稔	浦添市 那覇市 豊見城市 南城市 糸満市 宮古島市 石垣市 中頭郡西原町 島尻郡（伊平屋村及び伊是名村 を除く。） 宮古郡 八重山郡
		〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-404-2 TEL：098-886-2900 FAX：098-886-6531
	宮古分室	宮城 石
八重山分室	中山 かおり	〒907-0002 石垣市真栄里438-1 八重山合同庁舎内 TEL：0980-88-7801 FAX：0980-83-5949
沖縄県コザ児童相談所	宮城 美那子	名護市 うるま市 沖縄市 宜野湾市 国頭郡 中頭郡（西原 町を除く。） 島尻郡伊平屋村及び伊是名村
		〒904-2143 沖縄市知花6-34-6- TEL：098-937-0859 FAX：098-938-7288
沖縄県女性相談所	平 美千子	県内一円
		TEL：098-854-1160（代）1172（相談・昼） 1173（夜間緊急連絡） FAX：098-854-1177
沖縄県身体障害者 更生相談所 （沖縄県知的障害者 更生相談所）	新城 正志	県内一円
		〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-385-1 TEL：098-886-2241（代） FAX：098-886-7990
沖縄県消費生活センター	奥間 政	県内一円
		〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟1階（北側） TEL：098-863-9212 FAX：098-863-9215
	宮古分室	比嘉 浩明
八重山分室	比嘉 丞	〒907-0002 石垣市真栄里438-1 八重山合同庁舎内 TEL：0980-82-1289 FAX：0980-82-3760
沖縄県計量検定所	金城 克也	宮古・八重山事務所所管区域を除く 県内一円
		〒901-1105 島尻郡南風原町字新川272-5 TEL：098-889-2775 FAX：098-889-1981

## (2) 児童自立支援施設(児童福祉法第44条)

施設名	設置主体	施設長名	許可(設置)	定員
若夏学院	沖縄県	行松 彩子	S26.04.01	30
〒903-0802 那覇市首里大名町3-112 TEL:098-884-1874、885-5453 FAX:098-886-6144				

## (3) 福祉事務所等(但し、業務は市部を除く。)

名称	所長名	所管区域
北部福祉事務所	伊波 裕子	名護市 国頭郡(宜野座村、恩納村及び金武町を除く。) 島尻郡伊平屋村及び伊是名村
		〒905-0017 名護市大中2-13-1 1階 TEL:0980-52-2715 FAX:0980-52-7544
中部福祉事務所	大城 順次	うるま市 沖縄市 宜野湾市 国頭郡宜野座村 恩納村及び金武町 中頭郡(西原町を除く。)
		〒904-2155 沖縄市美原1-6-28 TEL:098-989-6603 FAX:098-989-9789
南部福祉事務所	宮里 健	浦添市 那覇市 豊見城市 南城市 糸満市 中頭郡西原町 島尻郡(伊平屋村及び伊是名村を除く。)
		〒901-1104 南風原町字宮平212 TEL:098-889-6370 FAX:098-889-6366
宮古福祉事務所	宮城 石	宮古島市 宮古郡
		〒906-0007 宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎2階 TEL:0980-72-3771 FAX:0980-73-2131
八重山福祉事務所	中山 かおり	石垣市 八重山郡
		〒907-0002 石垣市字真栄里438-1 八重山合同庁舎1階 TEL:0980-82-2330 FAX:0980-83-5949

## (4) 資料館

名称	館長名	住所
平和祈念資料館	前川 早由利	〒901-0333 糸満市摩文仁614-1 TEL:098-997-3844 FAX:098-997-3947
八重山平和祈念館	比嘉 丞	〒907-0014 石垣市新栄町79-3 TEL:0980-88-6161 FAX:0980-88-6161



### 3 社会福祉施設の状況

調査時期：各年10月1日現在

種 別	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
1 保護施設	2	150	2	150	2	150	2	150	2	150
(1) 救護施設	2	150	2	150	2	150	2	150	2	150
2 老人福祉施設	705	6,301	726	6,382	729	6,380	743	6,458	743	6,469
(1) 養護老人ホーム(一般)	6	300	6	300	6	300	6	300	6	300
(2) 特別養護老人ホーム	75	4,944	76	4,973	76	4,973	78	5,031	79	5,060
(3) 軽費老人ホーム(A型)	1	50	1	50	1	50	1	50	1	50
(4) 軽費老人ホーム(ケアハウス)	8	372	8	372	8	400	8	400	8	400
(5) 老人福祉センター(特A型)	7	-	7	-	7	-	6	-	6	-
(6) 老人福祉センター(A型)	16	-	15	-	15	-	16	-	16	-
(7) 老人福祉センター(B型)	2	-	2	-	2	-	2	-	2	-
(8) 通所介護	505	-	522	-	527	-	537	-	537	-
(9) 短期入所生活介護	71	635	75	687	73	657	75	677	74	659
(10) 老人介護支援センター	14	-	14	-	14	-	14	-	14	-
3 障害者支援施設等	83	3,204	84	3,059	81	3,149	82	3,184	82	2,985
(1) 障害者支援施設	45	2,545	46	2,400	45	2,545	46	2,580	46	2,353
(2) 地域活動支援センター	38	659	38	659	36	604	36	604	36	632
(3) 福祉ホーム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 身体障害者社会参加支援施設	3	-	3	-	3	-	3	-	3	-
(1) 身体障害者福祉センター(B型)	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
(2) 点字図書館	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
(3) 聴覚障害者情報提供施設	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
5 婦人保護施設	1	40	1	40	1	40	1	40	1	40
6 児童福祉施設等	799	53,629	843	57,622	869	60,984	883	60,774	912	65,796
(1) 助産施設	12	35	12	35	12	35	12	35	12	35
(2) 乳児院	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20
(3) 母子生活支援施設	3	53	3	53	3	53	3	53	3	53
(4) 保育所	482	43,915	469	42,732	457	42,813	454	41,537	449	40,871
(5) 幼保連携型認定こども園	62	5,130	99	8,176	117	10,066	123	11,069	140	15,568
(6) 保育所型認定こども園	10	1,537	23	3,577	32	4,733	37	4,704	41	5,690
(7) 小規模保育事業所(A型)	98	1,738	98	1,740	108	1,914	116	2,036	124	2,198
(8) 小規模保育事業所(B型)	43	745	48	847	51	914	51	893	53	942
(9) 児童養護施設	8	386	8	372	8	366	8	357	8	349
(10) 児童自立支援施設	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30
(11) 児童家庭支援センター	2	-	2	-	2	-	-	-	2	-
(12) 小型児童館	41	-	42	-	41	-	41	-	43	-
(13) 児童センター	33	-	34	-	33	-	33	-	32	-
(14) 児童遊園	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
(15) 児童心理治療施設(入所)	1	30	1	30	1	30	1	30	1	30
(16) 児童心理治療施設(通所)	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10
7 障害児入所施設等	12	620	15	666	13	640	15	676	16	765
(1) 障害児入所施設(福祉型)	4	110	4	110	4	110	4	110	4	74
(2) 障害児入所施設(医療型)	6	440	6	440	6	440	6	440	6	520
(3) 児童発達支援センター(福祉型)	-	-	3	46	1	20	3	56	4	101
(4) 児童発達支援センター(医療型)	2	70	2	70	2	70	2	70	2	70
8 母子・父子福祉施設	2	-	2	-	2	-	2	-	2	-
(1) 母子・父子福祉センター	2	-	2	-	2	-	2	-	2	-
9 その他の社会福祉施設等	504	11,910	505	12,348	509	12,486	513	13,061	515	13,295
(1) へき地保育所	13	435	13	424	13	341	12	208	12	206
(2) 老人憩の家	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-
(3) 無料低額診療施設	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(4) 有料老人ホーム	481	11,475	488	11,924	492	12,145	497	12,853	499	13,089
合計	2,109	75,854	2,137	133,936	3,053	141,491	3,113	145,327	2,276	89,500

資料：厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」等

注1：「6 児童福祉施設」の定員には助産施設、母子生活支援施設を含まない。

注2：「6 児童福祉施設」の(4)～(8)の定員は、保育部分のみで計上。

※「-」：係数のない場合、「・」：統計項目のあり得ない場合

## 4 子ども生活福祉部関係附属機関等

### (1) 附属機関

(令和5年4月1日現在)

	機 関 名	担 当 す る 事 務	委員数	担当課
1	沖縄県社会福祉審議会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条の規定による社会福祉に関する事項、同法第12条第1項の規定による児童福祉に関する事項の調査及び審議並びに関係行政機関に対する意見の具申に関すること。	31人	福祉政策課
2	沖縄県介護保険審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）第183条第1項の規定による保険給付に関する処分又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関すること。	15人以内	高齢者福祉介護課
3	沖縄県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項の規定により障害者計画の策定について意見を述べること、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議し、施策の実施状況を監視すること及び関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。	15人以内	障害福祉課
4	沖縄県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し県及び関係行政機関等相互間の連絡調整等に関すること。	18人	消費・暮らし安全課
5	沖縄県医療扶助審議会	生活保護法（昭和25年法律第144号）による要介護者の入院医療の要否及び通院の適否並びに医療の給付についての答申に関すること。	休会中	保護・援護課
6	沖縄県青少年保護育成審議会	沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第19条第1項の規定による優良興行及び優良図書等の推奨等に関すること及び同条第2項の規定による青少年の健全な育成に関する重要事項並びにいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果に関することについて調査審議すること。	15人以内	青少年・子ども家庭課
7	沖縄県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第72条第4項各号の規定による計画制定に係る意見聴取及び施策実施に係る調査審議等を行うとともに、認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定による設置認可及び業務停止命令、取消に係る意見聴取等に関すること。	20人以内	子育て支援課
8	沖縄県福祉のまちづくり審議会	福祉のまちづくり条例（平成9年沖縄県条例第5号）第30条の規定に基づき、福祉のまちづくりの推進に関する重要事項についての調査審議に関すること。	15人以内	障害福祉課
9	沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調査委員会	沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例第24条の規定に基づき、障害を理由とする差別等の解消に関し、助言又はあっせんを行わせ、及び必要な事項を審議すること。	15人以内	障害福祉課

	機 関 名	担 当 す る 事 務	委員数	担当課
10	沖縄県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉法（昭和25年法律第123号）に関する法律第9条の規定に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項についての意見の具申に関すること。	休会中	障害福祉課
11	沖縄県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第97条第1項の規定に基づく審査請求に関すること。	10人以内	障害福祉課
12	沖縄県障害児通所給付費不服審査会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第1項の規定に基づく審査請求に関すること。	10人以内	障害福祉課
13	沖縄県消費生活審議会	消費生活の安定及び向上に関する重要事項の審議、消費者苦情の調停等。	12人	消費・暮らし安全課
14	沖縄県男女共同参画審議会	沖縄県男女共同参画推進条例（平成15年沖縄県条例第2号）の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、知事に対して意見を答申し、又は建議すること。	15人	女性力・平和推進課
15	沖縄県平和祈念資料館運営協議会	沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例第21条の規定に基づき、平和祈念資料館の運営に関する重要事項について協議を行うこと。	12人	女性力・平和推進課
16	沖縄県手話施策推進協議会	沖縄県手話言語条例（平成28年沖縄県条例第19号）第8条第1項の規定に基づき、同条例第7条の計画の策定又は変更に関する事項を調査審議すること。	13人	障害福祉課
17	沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会	沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成14年沖縄県条例第48号）の規定に基づき、同条例第6条の指定管理者の指定に関し知事の諮問に応じて調査審議を行い、同条例に定めるもののほか、指定管理者の選定及び指定管理者が行う公の施設の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議すること。	5人	福祉政策課
18	沖縄県立石嶺児童園指定管理者制度運用委員会	沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第14号）第7条の規定に基づき、児童園に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う児童園の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議すること。	5人以内	青少年・子ども家庭課

19	平和の礎指定管理者制度運用委員会	沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例(平成12年3月31日条例第11号)第17条の規程に基づき、同条例に定めるもののほか、平和の礎に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う平和の礎の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議すること。	4人	女性力・平和推進課
----	------------------	---	----	-----------

(2) 部等内協議機関

	機 関 名	担 当 す る 事 務	担当課
1	売春防止対策本部	売春防止法の趣旨の啓発、売春防止に関する諸施策の推進及び関係行政機関との連絡調整に関すること。	青少年・子ども家庭課
2	沖縄県男女共同参画推進本部	男女共同参画行政に関する施策の効果的な推進に関すること。	女性力・平和推進課